

改正

平成20年11月28日規則第29号

平成31年4月25日規則第8号

令和5年8月29日規則第39号

令和6年7月31日規則第39号

羽村市農産物直売所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村市農産物直売所条例（平成16年条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 条例第6条第1項前段の規定により羽村市農産物直売所（以下「直売所」という。）の使用の承認を受けようとする者は、羽村市農産物直売所使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用承認書等の交付)

第3条 市長は、条例第6条第1項の使用の承認をしたときは、羽村市農産物直売所使用承認書（様式第2号。以下「使用承認書」という。）を交付する。

2 市長は、条例第7条の規定により条例第6条第1項の使用の承認をしないときは、羽村市農産物直売所使用不承認書（様式第2号の2）を交付する。

(使用条件の変更)

第4条 条例第6条第1項後段の規定により承認を受けた事項の変更又は取消しの承認を受けようとする者は、羽村市農産物直売所使用変更等承認申請書（様式第3号）に使用承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を承認したときは、羽村市農産物直売所使用変更等承認書（様式第4号）を交付する。

(指定管理者の公募)

第5条 市長は、条例第11条の指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 施設の概要

- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の資格
- (4) 管理業務の範囲及び内容
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 申請を受け付ける期間
- (7) 選定の基準
- (8) 条例第13条各号に掲げる書面の内容
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
(指定管理者の指定の申請)

第6条 条例第13条の申請書は、羽村市農産物直売所指定管理者指定申請書（様式第5号。以下「指定申請書」という。）とする。

2 条例第13条第2号の書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請者の概要が分かる書類
- (3) 直売所の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 申請者が指定申請書を提出する日の属する年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面
(設備の変更禁止)

第7条 指定管理者は、直売所に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(準用規定)

第8条 第2条から第4条まで及び様式第1号から第4号までの規定は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第2条、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号の2中「羽村市を被告として（訴訟において羽村市を代表する者は羽村市長になります。）」とあるのは「羽村市農産物直売所の指定管理者を被告として」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成20年規則第29号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 (平成31年4月25日規則第8号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

付 則 (令和5年8月29日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年7月31日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。